

○厚生労働省告示第百八十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十五年五月十四日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

医療機器の名称

予定される使用目的、効能又は

届け出た者の氏名又は名称及び住所

植込み型補助人工心臓

効果

エドワーズライフサイエンス株式会社

本システムは、不可逆性の末期的

東京都新宿区西新宿六丁目十番一号

重症心不全患者で、心機能低下に

より死亡の危険性が高くなってい

る患者に、心移植までのブリッジ

使用も含めた長期的な血液循環維

持を目的として使用される。